

冷战后日美安全保障体制的扩大 与日中邦交正常化

今中比呂志

1 国交正常化の原点

今年の日中国交正常化30周年に当たる。北京では、日本から80名を超える与党の国会議員を含む大勢の参列者を迎えて、祝典と盛大な祝賀会が開催されたということである。日中平和友好条約が締結されたのは、日中国交正常化の6年後の1978年であるが、1965年にすでに締結されている日韓基本条約や1992年の韓中修好共同声明および2000年6月の韓国・朝鮮共同声明とともに、北東アジア諸国間の平和と友好の課題が実現されつつあることは、まことに慶賀されるべきことである。現在、日本と朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）との間の国交正常化交渉が大きな難題をかかえて開始されているが、北東アジア地域の平和と諸国民の友好の発展のために、その早期の実現が望まれる。

こうした国交正常化は、本来、「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」（日中共同声明）との歴史認識を原点として成立したものであり、その後の日本の歴代首相も同様の歴史認識を繰り返してきた。¹そ

¹ こうした歴史認識を否定するものとして、最近では、たとえば黒田

して、それが北東アジア地域の平和と安定の基礎となり、アジア地域全体での社会、経済、文化、スポーツの相互交流のめざましい発展をもたらしてきた。しかし一方では、とくに中国や韓国を中心としたアジア諸国から、日本の軍事大国化にたいする懸念や歴代首相による靖国神社参拝、歴史教科書問題などをめぐる日本国側の対応にたいして、きびしい国際的批判が噴出していった。こうした国際的批判の高まりは、いずれも上述の日中共同声明において確認された日本国側の歴史認識を、あらためて問うものである。

われわれは、以下において、これらのアジア諸国との歴史認識を共有するとともに、¹ 国交正常化のいっそうスムーズな発展を展望する観点から、アジア諸国からの懸念や批判を真摯に受けとめ、「日中国交正常化30周年」を論評している日本の主要新聞「社説」の歴史認識が国交正常化の原点からいかに乖離しているか、またその背景をなすと考えられる冷戦後の日米安保体制の変容について批判的に検討してみたいと思う。

2 日本の主要新聞「社説」の検討

日本の主要新聞として、ここでは朝日、毎日および読売各紙の9月29日付け「社説」の論調をみてみたい。

まず初めに、朝日「社説」は、「いま、再び求同存異を——日中国交

勝弘『日韓大変——なぜ「過去離れ」できないのか』（徳間書店、2001年）は、「謝罪と反省」を繰り返しても韓国の「反日」は終わらないと主張する。

¹ こうした歴史認識を否定するものとして、次の一例をあげる。藤岡寛次『韓国と歴史は共有できない——日韓歴史共同研究のまぼろし』（小学館文庫、2002年）。

正常化30年」を論じている。そのなかで「戦前に日本が、中国だけでなくアジアで行った戦争や侵略の事実は、中国側から指摘されるまでもなく自分たちの問題として直視すべきである」としながらも、「しかし、日中の歴史認識が完全に一致することはない」とのべている。そのうえで、「中国側が日本の侵略でひどい目にあったという被害者意識の強い歴史だけを強調する限り、「相互理解に基づく信頼は育たない」と論じている。そして具体的に、「98年来日した江主席は歴史認識の重要性を強調する余り、戦後は平和の道を歩んできたと思う多くの日本人を戸惑わせ、げんなりさせた。小泉純一郎首相が今年8月をやめて春の例大祭に靖国神社に参拝しても、中国側は・・・批判のトーンを緩めない」とのべ、日中両国間に「相互理解に基づく信頼が育たない」理由を、もっぱら中国側や江主席の歴史認識＝被害者意識に帰しているように思われる。戦後の日本国憲法が「平和の道を歩む」決意を表明したことは事実であるが、しかしその後は日米安保体制のもとで米軍の海外出撃軍事基地を容認し、自衛隊の増強を行ってアジア諸国の警戒心を高めてきたことも確かである。また小泉首相の靖国神社参拝は、8月を避ければ問題ないということなのだろうか。¹

ついで毎日「社説」は、「アジアに視野広げた協力を——歴史を鑑に已往を諫めず」を論じている。そのなかで「社説」は、「一方的な思い

¹ 日本国憲法第20条は政治と宗教の分離という近代憲法の原則を規定したものであり、首相による靖国神社の公式参拝は憲法違反との判例もある。公式か私的かを曖昧にする首相が、たとえポケットマネーで玉ぐし料を支払い参拝したとしても、あるいは8月参拝を避けたとしても、「内閣総理大臣」と記帳して参拝するのは憲法に抵触する疑義があろう。にもかかわらず首相が靖国神社を参拝することに意義を見出す事実こそ現代日本政治の問題性があるといえよう。

入れを排し、偏見のない相互理解に基づく友好関係を築かなければならない。そのためには解決しておかなければならない障害がある」として、朝日「社説」と同様に、歴史認識の問題を取り上げ、小泉首相の靖国神社参拝を論じている。そのなかで「社説」は、「過去志向」と「未来志向」を対置させて両者のバランスの必要性を展開しているが、それは第一に、歴史的諸事実の因果関係からなる歴史認識の本質を誤解したものであり、第二に、日中共同声明の国際的公約としての性格を軽視する結果にならざるをえないであろう。さらにまた、「小泉首相は・・・日中共同声明が、軍国主義者と人民を区別することで成立しているという歴史に暗かった」という。しかし福田康夫官房長官の私的諮問機関「追悼・平和祈念のための記念碑施設の在り方を考える懇談会」が、靖国神社とは別の国立施設の建設を答申したとしても、それで問題が解決するとは思われない。靖国神社問題は、歴史教科書、国家・国旗、有事立法、憲法改正問題などとともに、今後も「軍事大国の道を目指すのではないかと周辺国が疑うのも避けられない」(毎日「社説」)諸問題の一つであり続けるのではないと思われるからである。

さらに読売「社説」は、「日中30年——中国は<脅威論>を打ち消せるか=を論じている。そこでは朝日および毎日とは異なり、日中共同声明にはまったく論及されておらず、前述の毎日「社説」のバランス論に百歩を譲って照らしてみても、妥当性を欠くものである。そして中国の経済大国化、軍事大国化を論じ、「膨張する中国の存在が周辺諸国に脅威感を与えている」とのべて、毎日「社説」が日本の軍事大国化脅威論をのべているのとは異なり、中国脅威論を展開している。¹

¹ たとえば最近の次の論著は、同様の視点から中国やアジア諸国との

しかし、本年8月から9月にかけて朝日新聞社と中国社会科学院が日本および中国で同時に実施した世論調査によれば、日本では「軍事的に脅威を感じる国」は、北朝鮮44%、米国21%、中国11%、ロシア4%という結果が報告されている。(朝日新聞、9月27日付け)また読売「社説」は、「中国は、自国が地域の平和と安定に建設的な役割をはたす国際協調的な責任大国であることを力説し、脅威論の打ち消しに必死である。その主張が説得力を持つためには、国防力のいっそうの透明化、台湾へのより自制的な言動など、中国が自らの行動によって脅威論の払拭に努めることが不可欠である」と結論し、仮想の中国脅威論だけでなく、日中共同声明において国家間ですでに確認済みの台湾問題についても内政干渉的発言さえ行っている。¹

以上のような日本の主要新聞「社説」は、日本政治が日中国交正常化の原点から乖離しつつある現状を反映するものであるといえよう。こうした乖離現象は、戦後日本政治が、日米安保体制下での再軍備過程の進展のもとで、憲法前文(日本国民は、恒久の平和を念願し・・・平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われわれの安全と生存を保持しよう)と決意した)および憲法第9条(戦争放棄)改正への歩みを具体化するにつれて始まった。自主憲法制定国民会議編『日本国憲法改正草案』(1993年刊)に続いて、読売新聞社が1994年に『憲法——21世紀に向けて』を刊行し、憲法前文および第9条を含む憲法の全面的改正を主張して、憲法改正論のオピニオン・リー

国際関係の見直しを主張している。古森義久『日中友好のまぼろし』(小学館、2002年)、同『日中再考』(産経新聞社、2002年)、深田祐介・古森義久『アジア再考』(扶桑社、2002年)など。

¹ 日中共同声明は、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを確認しているから、中国政府の台湾政策にたいして「自制」を要求することは内政干渉の疑いがあるといえよう。

ダーの役割を果たしたことが、ここで想起されなければならないであろう。それは、とくに冷戦後の日本政治が、国歌・国旗問題、首相の靖国神社参拝、歴史教科書問題、教育基本法改正問題、有事立法制定問題、憲法改正問題など、戦前日本の国家体制に接近しつつある傾向と無関係ではないであろう。ただこうした傾向は、もちろん戦前日本の国家体制（絶対主義的天皇制）への回帰を意味するものではなく、戦後の日米安保体制のもとで、とくに1991年の米ソ冷戦崩壊後の米国の対アジア太平洋国家戦略に基づく日米安保体制の変容を背景にして加速されつつあると考えることができる。

3 冷戦後の日米安保体制の変容

冷戦後の日米安保体制の変容については、便宜上、有事立法を中心とした制度面での変容と、イデオロギー面での変容との二つの側面に分けて考えてみたい。もちろんこの二つの側面は、相互に関連しあうものである。

制度面の変容について

周知のように、日米安全保障条約は、戦後の1951年に締結され、1960年に新安全保障条約に改定されたが、そのもとで自衛隊が著しく増強され、日本の軍事大国がアジア諸国からも懸念されるまでに増強されていった。日中平和友好条約の締結と同年の1978年には、日米安全保障協議委員会（scc）が、「日米防衛協力のための指針」（旧ガイドライン）について合意し、安保条約の重点が第5条事態（日本有事）から第6条事態（極東有事）に移ったといわれた。米国は冷戦後の1995年、「国家安全保障戦略報告」を作成して東アジア太平洋地域の安保体制を抜本的に見直した。それは冷戦後の対応策として、

日米安全保障体制の役割を、「旧ソ連封じ込め」から「地域の安定の確保」へと転換させ、米国のアジア太平洋地域の安保政策、世界戦略目標の土台とするものとされた。翌1996年、クリントン大統領と橋本龍太郎首相との間で、「日米安全保障共同宣言」が発表され、旧ガイドラインの再定義が合意された。当時の橋本首相は、北京での李鵬首相との会談で、新ガイドラインは中国など特定地域を想定したのではないと説明していた。¹

この合意にたいして、朝日「社説」は「これは（安保条約の）実質的な改定だ」と批判し、とくに日本による米軍協力が「極東」から「周辺地域」に広がることに懸念を示した。²1997年には、当時のオルブライト米国務長官が、日米外相会議において新ガイドラインの見直しを同年秋までに行うよう要求した。³日本政府は、新しいガイドライン関連法（周辺事態法、自衛隊法改正など）を国会に提案し、1999年5月24日与党多数（自民、公明、保守の各党）で成立させた。⁴国会審議では、政府は「周辺事態」とは地理的概念ではないと主張したが、この説明は米軍の「後方支援」の地理的範囲を限りなく広げる可能性を残すことになった。同年3月19日付け朝日新聞の世論調査

¹ 『朝日』1997年9月5日付け。

² 『朝日』は、新ガイドラインのもつ「抑止政策は中国もにらんだもので、日米安保条約の《極東》には依然として台湾が含まれている。またこれまでの台湾政策の基本に変わりはなく、日中間の火種はそのまま今後に残されたといえる」と注目すべき解説を掲載している。（1997年9月5日付け）。

³ 1997年2月23日の日米外相会談。

⁴ 周辺事態法の主要点は、1. 政府は周辺事態に際して後方地域支援、後方地域捜索救助活動、その他必要な対応措置の実施、2. 防衛庁長官は自衛隊による前記の活動について実施要項を定め実施の命令、3. 前記の活動で、生命・身体の防護のため武器を使用できる、など。

によれば、新ガイドラインに賛成は37%、反対は43%であり、多数の国民が新ガイドライン関連法に危惧していることを示した。2000年10月には、アーミテージ元米国防次官補らのグループによるレポート『米国と日本——成熟したパートナーシップに向けた前進』が発表され、「集団的自衛権を日本が禁じていることは、同盟関係にとっての制約」とのべ、従来は日本政府が憲法に抵触するとしてきた集団的自衛権論が表面化するにいたった。¹前年の9月11日のニューヨークの貿易センター・ビル事件後の2002年1月に、イラク、イラン、北朝鮮の3国を「悪の枢軸」ときめつけたブッシュ政権は、9月20日に『国家安全保障戦略』を発表した。そこでは従来の「抑止」「封じ込め」戦略とはまったく異なる「先制攻撃・単独行動論」を宣言し、一国覇権主義の立場を明確にした。日本では、現在、政府与党が有事法制3法案（武力攻撃事態法、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案）を国会に提案・審議中であるが、これらの新有事関連法により、「武力攻撃事態」概念の不明確さに加えて、地理上の定義ではないとされる日本の「周辺地域」で発生の「おそれ」にたいする米軍の武力行動に自衛隊が「後方支援」の名目で直接かかわることになるだけでなく、日本国民も私権を制限され、強制動員させられる可能性があるという批判がある。²

¹ 「集団的自衛権」についての従来の日本政府の解釈は、次のようである。「・・・憲法第9条の下において許容されている自衛権の行使は、わが国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することはその範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている」（1981年5月、政府答弁書）。

² 『朝日』（2002年11月12日付け）「社説」は、現在、国会で審議中の有事法制関連法案の「廃案」を主張している。

こうして冷戦後の米国のアジア太平洋国家安全保障戦略の見直しを背景に、集団的自衛権を中心とした日本の戦争国家体制への再編が急速に進められつつあるように思われる。

イデオロギー面での変容について

戦前の日本が、中国、韓国・朝鮮などのアジア諸国に侵略、植民地化して国民に重大な損害を与えたことは歴史的事実であり、戦後の日本は再び同じ行為を繰り返さないという反省のもとに、前述のように新しい憲法を制定し、民主主義国家として再出発したはずである。韓国や中国と国交正常化を実現した日韓基本条約や日中共同声明には、そうした観点が貫かれていた。しかし、そのような重要な観点が、日本の戦争国家体制への再編にともなって、日本の歴代首相による繰り返しの発言にもかかわらず、実際には、国交正常化の原点から乖離しつつあるのではないかと指摘してきた。

日本の戦争国家体制への再編を、冷戦後のイデオロギー面での変容について例示してみたい。

その一は、1999年の国旗・国歌法の制定である。政府は、この法律を国民に強制はしないと明言していたにもかかわらず、学校教育の現場では強制されているのが実情である。

「日の丸」はアジアの人々の目からみれば、戦前日本のアジア侵略の象徴とみなされてきたから、国交正常化の原点に適合しないだけでなく、「君が代」とともにその強制は日本国憲法の「信仰の自由」原則に反する疑義があろう。「君が代」の歌詞は、天皇制が永遠のものであることをのべたものであるから、その強制は天皇が国民主権に基づくと規定した憲法に触れる疑義さえ考えられよう。

その二は、教育基本法の改正問題である。戦前日本の教育勅語は、学校教育において封建的家族主義的国家観を基礎として、天皇にたい

する忠誠心を涵養してきた。そのことが戦前日本軍国主義の思想的基礎となったのである。「個性」(人権)を否定し「集団」(軍隊)への帰属・忠誠を強調した戦前教育への反省のもとに、現行の教育基本法が戦後制定された。この基本法は、「世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意」のもとに、「個性ゆたかな文化の創造をめざす教育の普及」をはかるものである。これにたいして中央教育審議会は、本年11月14日、この基本法の「理念には新しい時代を切り開くたくましい日本人の育成から不十分」として、公共心や愛国心、文化・伝統などを強調した中間報告をまとめ遠山文部科学相に報告した。愛国心は戦前のように、本来、国家によって育成され、また国家から強制されるものではなく、自然に湧出するものである。

その三は、歴史教科書問題である。2003年4月から使用される歴史教科書について、国内外から多くの批判が行われたにもかかわらず、昨年4月文部科学省の検定に合格した「新しい歴史教科書をつくる会」編集の扶桑社版歴史教科書が、愛媛県教育委員会で採用決定され、新設の県立中学校3校において使用されることになったが、それは全国の国公立中学校では初めてである。歴史教科書の問題点については、2001年10月に復旦大学で開催された「韓国伝統文化国際学術会議」で報告しているので、ここでは再述しない。¹

ただ琉球新報「社説」が、この歴史教科書採用にたいしてきびしく批判し、「批判の多い教科書の採択が戦争肯定への流れをつくっていくとしたら、日本だけの問題だけでは済まされまい。アジアの国々が警

¹ 「日韓文化交流の諸問題——教科書問題を考える」(第四回韓国伝統文化国際学術会議、上海復旦大学、2001年10月13、14日開催)。

戒心を示すのは当然」と主張していたことを引用しておこう。¹

その四は、憲法改正の動きである。2年半前から国会の憲法調査委員会で継続審議されてきた「中間報告」が衆議院で議決承認された。それは論点を整理し、改正の賛否の両論を併記したものに過ぎないとはいえ、これまでの経緯からして改正の主たる狙いが憲法前文や第9条にあることは確かである。とくに「集団的自衛権」の項目が論点に含まれている点が、日米安保体制の変容との関連で重要であろう。

以上のような冷戦後の動向は、国民の政治意識をどのような方向に変容し統合していくのかについての重要な示唆を与えているといえよう。それは日米安保体制下での戦争国家体制づくりに向かったの国民の政治意識の再編・統合をめざすものであるように思われる。冷戦後のこうした制度面とイデオロギー面での変容が、国交正常化の原点との乖離を示し始めているのではないかと考えられる。

4 日中国交正常化30周年の課題

先にあげた朝日新聞社と中国社会科学院との共同世論調査によれば、中国人で「日本が好き」は10%、「日本が嫌い」は53%、「どちらでもない」が35%である。5年前の1997年の調査と比較してみると、「日本が好き」10%で同じ、「日本が嫌い」34%、「どちらでもない」51%である。5年前と比較すると、「日本が嫌い」な中国人が大幅に増加していることになる。私自身が最近インドネシアのある大学で行った学生の世論調査では、日本の経済援助や進出は歓迎するものの、アジアで政治的リーダーシップをとることに反対とい

¹ 『琉球新報』(2002年8月17日付け)。

う結果がある。¹おそらく他のアジア諸国でも、冷戦後の日本の安保体制変容の現状は、いつそう深い警戒心を与えることになっているように思われる。

では今後、国交正常化の原点にもとづく北東アジア諸国との真の平和と友好の関係を再構築することは可能であろうか。この点に関して、私は差し当たり以下の3点を指摘しておきたい。第一は、現在、米英両国によるイラク先制・単独攻撃論が国連の場で、仏、ロシア、中国などにより抑止されているような適用可能な他国枠組みを、アジア地域でも現実化させることである。その場合、日本も北東アジアの平和と安定に大きな役割と責任を負っていることはいままでもない。核時代のいかなる戦争も、人類の破滅にいたるものだという教訓は、われわれヒロシマのものだけではないであろう。第二は、現在の日本の政治的流れを変えることは、きわめて困難な課題であるが、日本がアジア諸国からの真の信頼を回復するためには、現在の日米間の軍事同盟たる安保体制から、中国、韓国・朝鮮などのアジア諸国との平和と友好のための新しい同盟関係への転換の可能性を追求していかなければならないであろう。第三は、中国や韓国などアジア諸国の国民との民間レベルでの相互交流をさらに発展させ、相互理解をいつそう深める努力が求められよう。それはアジアの諸国民との相互連帯を強めていくための前提である。先の朝日新聞社と中国社会科学院との共同世論調査では、「仲良くしたらよい国」は、日本では、米国が44%、中国は20%、韓国は8%、北朝鮮4%であり、これにたいして中国では、米国33%、ロシア27%、日本7%、韓国・朝鮮・インド1%

¹ 拙稿「インドネシアの大学生の対日認識について」(金城学院大学人文・社会科学研究紀要、2000年3月刊)。

である。日本では中国の、中国では日本のパーセンテージが低いのが実情である。現在、日本に留学している中国人および韓国人留学生数が50%を超えていることを考えると、そのギャップにあらためて驚かされる。¹

相互理解にもとづく相互的な民間交流の進展により、日本では中国と韓国の、中国や韓国では日本のパーセンテージが上がるように努力したいものである。そのためにもわれわれ日本人は、もう一度、日中国交正常化の原点に立ち戻る必要がある。

(作者系広島大学名誉教授)

¹ 広島大学の留学生、約800人の中、中国人および韓国人留学生は半数以上を占める。また日本の大学では、未修得外国語として中国語、韓国語の履修を希望する学生数が急速に伸びる傾向にある。